事業報告 各種講習会・研修事業について

教育研修部

1．講習会事業について

1.1　講習会の概要

JWセンターでは、平成4年度より、廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）」（以下「新規、更新講習会」という）及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」（以下「特管責任者講習会」という）を実施しています。また、平成16年度から「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」、平成18年度から（公社）日本医師会との共催により、「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」（以下「医療特責講習会」という）を実施しています。

平成26年度からは、「廃棄物の広域認定制度の認定を受けようとする方」と「使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする方（委託先事業者含む）」についても、新規講習会の受講対象者に追加されました。

講習会の実施内容は、表1のとおりです。

表1　講習会実施内容

講習課程名※1			受講対象者※2	関係条文（廃棄物処理法施行規則）	講習科目	講習時間	修了試験の有無
処理業者対象	(1)新規講習会	①産収課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可を新たに受けようとする方	規則第10号第2号イ	6	12.5（2日）	有
		②産処課程	産業廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする方	規則第10条の5第1号ロ（1）第2号ロ（1）	9	19.5（3日）	有
		③特収課程	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可を新たに受けようとする方	規則第10条第2号イ 規則第10条の13第2号イ	7	17.5（3日）	有
		④特処課程	特別管理産業廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする方	規則第10条の5 第1号ロ（1）第2号ロ（1） 規則第10条の17 第1号ロ（1）第2号ロ（1）	10	25（4日）	有
	(2)更新講習会	①産収課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可の更新を受けようとする方	規則第10条第2号イ	3	5.5（1日）	有
		②産処課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする方	規則第10条の5 第1号ロ（1）第2号ロ（1）	5	9.5（2日）	有
(3)特管責任者講習会 医療特責講習会 （排出事業者対象）			特別管理産業廃棄物管理責任者の資格者ならびに必要な知識と技能を習得しようとする方	規則第8条の17 第1号　第2号	3 （医特:4）	6.5（1日）	有
(4)PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会			PCB廃棄物の収集運搬に直接従事する方	規則第10条の13第2号	4	6（1日）	有

※1　講習会課程名の正式な名称は以下のとおりです。
（1）「新規講習会」：産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）
①「産収課程」：産業廃棄物の収集・運搬
②「産処課程」：産業廃棄物の処分課程
③「特収課程」：特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
④「特処課程」：特別管理産業廃棄物の処分課程
（2）「更新講習会」：産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）
①「産収課程」：産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
②「産処課程」：産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程
（3）「特管責任者講習会」：特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
「医療特責講習会」：医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
※2　新規講習会は、平成26年度より主務大臣による次の認定を受けようとする方も対象になります。
①廃棄物の広域認定制度の認定を受けようとする方
②使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする方（委託先事業者含む）

1.2　講習会の受講状況

平成20年度～平成25年度までの講習会受講者数の推移をみると、受講者数の全数では、減少傾向にあります。

更新講習会の受講者数は、平成5年度来の5年ごとの更新時期を迎えるため増加し、平成25年度に過去最高の19,000人を超える受講者数がありました。

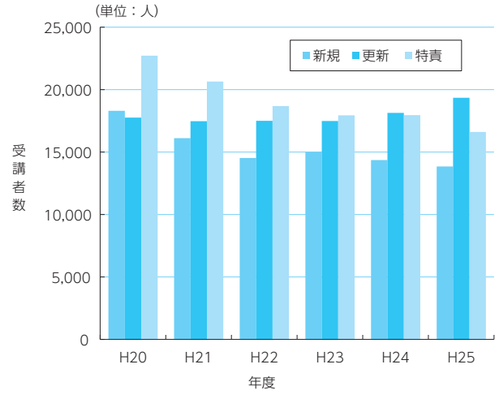


図1　受講者数の推移

1.3　平成26年度の開催計画

平成26年度の開催計画は表2のとおりです。

表2　平成25年度実績と平成26年度の開催計画

講習課程名		平成25年度実績		平成26年度（計画）	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
新規講習会	産収課程	101	10,835	99	10,000
	産処課程	18	1,577	17	1,200
	特収課程	18	1,144	17	1,000
	特処課程	5	306	5	300
更新講習会	産収課程	134	16,878	130	15,900
	産処課程	26	2,480	26	2,200
特責講習会	特管責任者講習会	124	16,019	122	15,600
	医療特責講習会	8	600	7	600
PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会		7	675	6	500
合　計		441	50,514	429	47,300

1.4　その他

1）インターネット申込み導入の拡充

受講申込者の利便性の向上を図る観点から、平成22年度には「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」、平成24年度には「医療特責講習会」で、インターネットによる受講申込を導入してきました。平成25年度に「新規、更新講習会」及び「特管責任者講習会」でも、インターネットによる受講申込の準備が整いました。そこで、平成26年度に開催する講習会でインターネット申込みをご利用いただける講習会をホームページに掲載しています。

インターネット申込をした受講者は、支払をこれまでの銀行振込みに加え、コンビニ・クレジットカード・ATMといった複数の決済方法から選択できます。さらに、受講者の「マイページ」で試験結果が確認できます。

2）講習会テキストの作成

講習会テキストの作成は、
①学習の重点箇所が重要度に応じて分かりやすくする
②従来の講習会テキストのレベル（質）を確保する
③新たに教示すべき事項と充実させるべき事項を見直す
を方針とし、体裁は、重点箇所の強調や分かりやすさの観点から、2色刷りとしています（図2）。

また、行政機関・学識経験者等で構成する委員会を毎年開催し、法令の動向や最新の統計データ等を踏まえ、内容を見直しています。

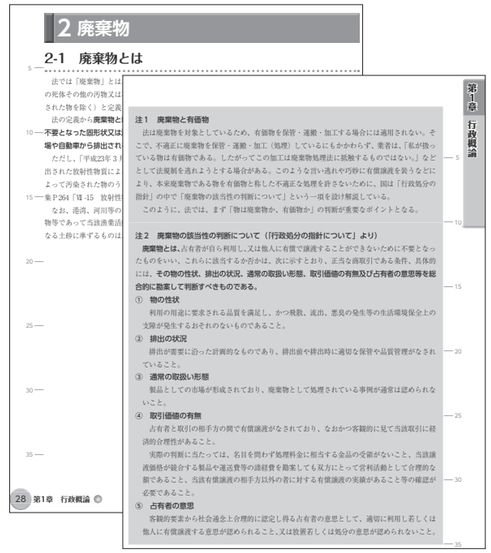


図2　講習会テキストのイメージ

事業報告

各種講習会・研修事業について

2. 研修事業について

2.1 排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会（基礎コース、管理コース）

委託した廃棄物が不適正処理されるケースや法令違反の事実発覚などから、企業経営に悪影響が及ぶ懸念も指摘されています。このため、企業経営全体において、自らの産業廃棄物の管理業務（マネジメント）を確立するため、産業廃棄物処理に関する法的規制や適正処理に関する知識を習得するための、「産業廃棄物マネジメント研修会」として「基礎コース」及び「管理コース」を平成24年度より開始しています。

1）基礎コース

本コースは、実務担当者・新任担当者等を対象に、廃棄物処理法をはじめ、委託契約やマニフェスト運用等の産業廃棄物の適正管理の基礎知識と実務のポイントを学び、廃棄物管理に役立てることを目的としています。平成25年度に4回開催し、208名の受講がありました。平成26年度の開催日程は、p30「センターだより」をご参照ください。

2）管理コース

本コースは、管理・監督責任者等を対象に、産業廃棄物管理の適法性の確保をねらいに、行政職員による事例を交えた行政処分・罰則の解説やコンプライアンスの確保とリスク管理の習得を目的としています。平成25年度には3回開催し、171名の受講がありました。平成26年度の開催日程は、p30「センターだより」をご参照ください。

2.2 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会

1）開催の主旨

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という）が、平成24年1月1日に施行され、特措法上の「特定一般廃棄物」及び「特定産業廃棄物」（いずれも8,000Bq/kg以下）は、廃棄物処理法の処理基準に加え、特措法に基づく処理基準に従う必要があり、また、その他の放射性物質による汚染の程度の低い8,000Bq/kg以下の廃棄物は、廃棄物処理法の処理基準に基づいて、処理されることとなりました。

これらの処理の多くが廃棄物処理業者へ委託されると予想しますが、処理業者にとって、このような廃棄物の処理は未経験であり、放射性物質の環境への拡散抑制や処理作業に当たる従業員の被曝防止に関する知識は十分とはいえません。

このため、処理業者を主な対象として、放射性物質汚染廃棄物の適正処理、放射性物質とその人体や環境への影響に関する基礎知識、放射性物質汚染廃棄物の処理に関する安全管理、事故時の処置等の幅広い知識の習得を目的として平成24年度から実施しています。平成25年度は2回開催し、148名の受講がありました。

2）講習内容

①放射性物質及び除染に関する基礎知識
②放射性物質汚染対処特措法及び関係法令について
③放射性物質汚染廃棄物の処理作業に関する安全管理について

3）受講対象者

以下の廃棄物を取り扱う処理業者及び処理を委託する排出事業者等
①放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」又は「特定産業廃棄物」
②上記以外の8,000Bq/kg以下の放射性物質汚染廃棄物

4）開催計画

平成26年度は2回開催する予定です。

2.3 個別研修（出張研修）

産業廃棄物の適正処理に関する社内教育等、企業・団体のニーズに応じた個別の研修を実施しています。平成25年度には、5つの企業・団体等に、テキストの作成及びJWセンターの講師を派遣し、約200名に研修をしました。

今後も、前述した基礎コースの内容に基づいて、個別研修を積極的に実施します。是非、お気軽にご相談ください。なお、p30「センターだより」にも内容を記載していますので、ご参照ください。